

## 予防接種における定期接種、任意接種の意味

今まで定期接種、任意接種について詳しく説明してこなかった事を深くお詫びいたします。

### 定期接種とは

予防接種法に基づいて、市町村の責任において行われるものです。対象予防接種の種類、接種年齢も決まっています。対象年齢をはずれて、接種されたものは、定期接種とはみなされません。例えば、MR ワクチン 1 期は生後 12 ヶ月から 24 ヶ月と決まっています。8 ヶ月で保育園に入園するので、それ前に MR ワクチン接種を希望するとします。6 ヶ月以降なら接種は可能ですが、これは定期接種でなく、任意接種の扱いになり接種費用は全額自己負担です。1 歳半でもう一度定期接種としての MR ワクチン接種が必要です。住民票のある市町村以外での接種も任意接種となってしまいます。

定期接種は公費負担で無料となっていることが多いのですが、法律上定期接種は無料にしなければいけないと決まっているわけではありません。一番大きな事のひとつには接種する医師の責任の問題があります。万が一、接種したこどもに異常事態が起こり、後遺症を残した、死亡した等ということが起こりえます。その場合、期限切れのワクチンを接種してしまった。BCG を誤って皮下注射してしまった。アレルギーの問診が明らかに不十分であった等、接種医師に明らかなミスがなければ、接種医師は責任を問われることはありません。

被害にあわれた方は予防接種法に基づく、予防接種健康被害救済制度に基づく救済を受けることが出来ます。昔はこの救済の基準が非常に厳しく、救済が認められず、多くの予防接種裁判が闘われてきました。それが、余計に予防接種は危険なものという印象を与えてきた面があります。予防接種反対の会を生んできたように思います。

最近では、国も方向転換して、因果関係にこだわり続けるより救済の方向に向いています。手続きは殆ど市町村でやってくれます。給付内容は別紙の如くです。裁判を起こす時は国を訴える事になります。

今問題になっているのは、定期接種が受けられるのは住民票のある、市町村に限られている事です。市町村をまたいでの、県をまたいでの相互乗り入れが求められています。手続きを踏めば、接種費用は全額自己負担となるものの、定期接種と認められ、予防接種法に基づく、予防接種健康被害救済制度を受けることが可能になってきています。勿論この手続きは接種前に必要です。

## 任意接種とは

予防接種法に定めのない、予防接種です。この場合厳密には三つの場合があります。

1))水痘、オタフクカゼ、小児のインフルエンザで使用されるワクチンは厚労省で認可された国産ワクチンですが、定期接種として認められていません。

2)定期接種に含まれている麻疹風疹混合ワクチン、DPT であっても、対象年齢から外れて接種がおこなわれた時は任意接種となります。

3)もともと、厚労省が認めていないワクチンなどを海外から個人輸入して接種を行う場合です。

4) 新しい任意ワクチンとして、Hib ワクチン(Act-Hib)、肺炎球菌ワクチン(プレバナー7)、子宮頸がん予防ワクチン(サーバリックス)が始まりました。

1),2),4)の場合、重篤な健康被害を受けた時には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に基づく救済を受けることになります。給付内容は定期接種の国の給付に比べるとかなり低くなります。又そのための手続きは、自分でおこなわなければなりません。必要書類も多くかなり複雑なものと思います。これで不満であれば、接種医師に対して説明不足で裁判で損害賠償請求を行うことになります。

3)の場合は何の補償もありません。しいて言うなら接種前の説明不足で、接種医師に、対して、損害賠償請求裁判を起こすしかありません。

以上定期接種、任意接種には大きな意味、大きな違いがあることを御理解下さい。

H22年5月16日      まつもとこどもクリニック      松本延男

〒421-0132      静岡市駿河区上川原 16-18

TEL 054-259-7755      FAX 054-259-7758

以下定期予防接種での被害の場合と、任意接種での被害の場合での補償の相違を表をみてよく御確認下さい。

表2 予防接種健康被害救済制度の給付の種類と額

昭和51年の予防接種法等の改正により創設された制度であり、昭和52年2月25日以降に受けた法に基づく予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、給付を行うものである。なお、昭和52年2月25日以前に受けた予防接種による健康被害についても、同法施行日以降この制度の給付を行うものである。

区分	給付の内容	給付額(改善等)	準拠する給付等	
1 類 疾 病	医療費	予防接種を受けたことによる疾病にかかっている者に対し、当該疾病に係る医療費を支給する。	診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術およびその他の治療ならびに施術、病院または診療所への収容、看護、移送の医療に要する費用の額を限度とすること。ただし、当該医療について健康保険法等の規定により医療に関する給付を受けることができるときは、その額を控除した額を限度とする。	健康保険の例により算定した額のうち自己負担相当額
	医療手当	医療費の支給を受けている者に対し、入院通院等に必要な諸経費として月を単位に支給する。	(平成20年4月～) 通院3日未満(月額) 33,800円 通院3日以上(月額) 35,800円 入院8日未満(月額) 33,800円 入院8日以上(月額) 35,800円 同一月入院(月額) 35,800円	健康管理手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) ◎健康管理手当と同額 ◎健康管理手当+2,000円 ◎健康管理手当と同額 ◎健康管理手当+2,000円
	障害児養育年金	予防接種を受けたことにより、一定の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に対し、障害の程度に応じて支給する。 *在宅の1,2級の者については、介護加算を行う。	(平成20年4月～) [2,370,700円] 1級(年額) 1,531,200円 [1,784,900円] 2級(年額) 1,225,200円 *上段[ ]内は介護加算後の額	障害児養育年金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法) ◎障害児養育年金1級の額の約1.8倍 ◎障害児養育年金2級の額の約1.8倍
	障害年金	予防接種を受けたことにより、一定の障害の状態にある18歳以上の者に対し、障害の程度に応じて支給する。 *在宅の1,2級の者については、介護加算を行う。	(平成20年4月～) [5,736,700円] 1級(年額) 4,897,200円 [4,475,300円] 2級(年額) 3,915,600円 3級(年額) 2,937,600円 *上段[ ]内は介護加算後の額	障害年金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法) ◎障害年金1級の額の約1.8倍 ◎障害年金2級の額の約1.8倍 ◎予防接種法の障害年金1級の額の約6割
	死亡一時金	予防接種を受けたことにより、死亡した者の遺族に対して支給する。	(平成20年4月～) 42,800,000円	遺族年金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法) ◎遺族年金額の約1.8倍×10年
	葬祭料	予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行う者に対して支給する。	(平成20年4月～) 199,000円	葬祭料(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) ◎葬祭料と同額
	*介護加算		(平成20年4月～) 1級(年額) 839,500円 2級(年額) 559,700円	介護手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) ◎介護手当(中度)と同額 ◎介護手当(中度)×2/3
2 類 疾 病	医療費および医療手当	1類疾病に係る医療費および医療手当の額に準ずる。ただし、その程度の医療とは、病院または診療所への入院を要すると認められる程度の医療とする。		
	障害年金	予防接種を受けたことにより、一定の障害の状態にある者に対し、障害の程度に応じて支給する。	(平成20年4月～) 1級(年額) 2,720,400円 2級(年額) 2,175,600円	障害年金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法) ◎障害年金額を参照
	遺族年金	予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する(支給は、10年間を限度とする)	(平成20年4月～) (年額) 2,378,400円	遺族年金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法) ◎遺族年金額を参照
	遺族一時金	予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。	(平成20年4月～) 7,135,200円	障害年金(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法) ◎遺族一時金額を参照
	葬祭料	1類疾病に係る葬祭料の額に準ずる。		

注：2類疾病による健康被害の請求の期限

1. 医療費および医療手当の請求の期限は、対象となる費用の支払いが行われたときから2年とする。
2. 遺族年金および遺族一時金の請求の期限は、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる疾病または障害について、医療費、医療手当または障害年金の支給があった場合には、その死亡のときから2年、それ以外の場合には、その死亡のときから5年とする。

給付の種類別給付額

(平成18年4月1日現在<注>)

給付の種類別給付額

給付の種類	区分	給付額	
医療費		健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	
医療手当	(1)通院の場合	1ヶ月のうち3日以上	月額 35,800円
		1ヶ月のうち3日未満	月額 33,800円
	(2)入院の場合	1ヶ月のうち8日以上	月額 35,800円
		1ヶ月のうち8日未満	月額 33,800円
(3)入院と通院がある場合		月額 35,800円	
障害年金	(1)1級の場合	年額 2,720,400円 (月額 226,700円)	
	(2)2級の場合	年額 2,176,600円 (月額 181,300円)	
障害児養育年金	(1)1級の場合	年額 650,800円 (月額 70,900円)	
	(2)2級の場合	年額 680,400円 (月額 56,700円)	
遺族年金	10年間を限度として (ただし、死亡した本人が障害年金を受けたことがある場合、その期間が7年に満たないときは10年からその期間を控除した期間、その期間が7年以上のときは3年間を限度として支給されます。)	年額 2,378,400円 (月額 198,200円)	
遺族一時金		7,135,200円	
葬祭料		199,000円	

(注)給付額は、給付事由発生月によって異なります。各時期ごとの具体的な給付額については、医薬品医療機器総合機構にご確認下さい。

給付額に関するお問合せ先

電話: ☎ 0120-149-931 (フリーダイヤル)

表3 予防接種健康被害救済認定者数

(平成19年末現在, 単位:人)

ワクチン	給付区分	医療費・ 医療手当	障害児養育年金			障害年金				死亡一時金 葬 祭 料	合計
			1級	2級	計	1級	2級	3級	計		
値償		42				122	53	25	200	32	274
D		1					1		1		2
P						1	1	1	3	1	4
DT		33								1	34
DP		3				15	9	1	25	6	34
DPT		155	5	2	7	15	13	4	32	15	209
ポリオ		27	1	11	12	19	29	38	86	7	132
麻疹		99	4	2	6	12	3		15	14	134
MMR		1,032	0	1	1		2	1	3	3	1,039
風疹		58								2	60
インフルエンザ (臨時)		94				9	6	5	20	18	132
(定期)		8									8
日本脳炎		124	5	4	9	8	10	5	23	6	162
ウイルス											
腸チブス・パラチブス										1	1
BCG		385					1	1	2	1	388
コレラ											
合計		2,061	15	20	35	201	128	81	410	107	2,613

1. 死亡一時金・葬祭料に係る死亡を認定した者であり、かつ、他の給付区分に係る疾病・障害を認定した者は、死亡一時金・葬祭料欄にのみ計上。
2. 障害年金に係る障害の認定をした生存者であり、かつ、他の給付区分に係る疾病・障害をした者は、障害年金欄にのみ計上。
3. 障害児養育年金に係る障害を認定した18歳未満の生存者であり、かつ、医療費・医療手当に係る疾病を認定した者は、障害児養育年金欄にのみ計上。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/6.html>)

## 予防接種健康被害者 認定者数

(平成20年末現在)

給付区分	医療費	障害児養育年金			障害年金				死亡一時金	合計
	医療手当	1級	2級	計	1級	2級	3級	計	葬祭料	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
ワクチン										
痘そう	42				120	53	25	198	34	274
D	1					1		1		2
P					1	1	1	3	1	4
DT	35								1	36
DP	3				15	9	1	25	6	34
DPT	159	5	2	7	15	14	4	33	15	214
ポリオ	30	1	12	13	19	29	40	88	7	138
麻しん	103	4	2	6	12	3		15	14	138
MMR	1,030	0	1	1	3	2	1	6	3	1,040
風しん	60								2	62
インフルエンザ(臨時)	94				9	6	5	20	18	132
(定期)	9									9
日本脳炎	125	5	4	9	9	10	6	25	5	164
ワイル病										
腸チフス・パラチフス									1	1
BCG	418					1	1	2	1	421
コレラ										
合計	2,112	15	21	36	203	129	84	416	108	2,672

(注) 1死亡一時金・葬祭料に係る死亡を認定した者であり、かつ、他の給付区分に係る疾病・障害を認定した者は、死亡一時金・葬祭料欄にのみ計上。

2障害年金に係る障害の認定をした生存者であり、かつ、他の給付区分に係る疾病・障害をした者は、障害年金欄にのみ計上。

3障害児養育年金に係る障害を認定した18歳未満の生存者であり、かつ、医療費・医療手当に係る疾病を認定した者は、障害児養育年金欄にのみ計上。

予防接種健康被害救済認定者数の H19 年末と H20 年末を比べてみると、H20 年 1 年間の認定者数がわかることとなります。

BCG	33人	重症例は無く全員医療費医療手当です
ポリオ	6人	障害児養育2級1人、障害年金3級2人 医療費医療手当3人
DPT	5人	障害年金2級1人、医療費医療手当4人
麻疹	4人	医療費医療手当4人
MMR		少し難しいです。障害年金1級は3人増加し、医療費医療手当は2人減少して、全体数では、1人の増加です。
風疹	2人	医療費医療手当2人
DT	2人	医療費医療手当2人
日本脳炎		少し難しいです。死亡一時金が1人減少し、障害年金1級が1人、3級が1人増加し、医療費医療手当が1人増加で全体では2人増加しています。
インフルエンザ		医療費医療手当が1人増加です。

この数字は平成20年にこれだけの予防接種健康被害があったというものではありません。あくまで新たに認定された数です。MMRはもう5年以上前に中止となっていますので今回やっと認定されたということになるのでしょうか。日本脳炎で死亡一時金埋葬料が1人減少しているのはおかしいと思いますが、確認しようもありません。

最後に平成21年9月30日に行われた認定審査会の資料を提示します。

以上の資料から、皆様は予防接種の安全性について、どう評価されるでしょうか。

任意接種である水痘、おたふくかぜワクチンの健康被害については、今現在資料を探している段階です。